

部門別計画

- 第1章 健やかで安心・安全に暮らすまち …… 39
- 第2章 学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち …… 69
- 第3章 活力ある産業と賑わいのまち …… 85
- 第4章 自然と環境にやさしいまち …… 109
- 第5章 快適空間に生活するまち …… 117
- 第6章 手をつなぎ歩む誇りが持てるまち …… 137

第 1 章

健やかで安心・安全に暮らすまち

第1節 地域で支えあう福祉社会を形成します

1 地域福祉	40
2 児童福祉	42
3 ひとり親家庭に関する福祉	44
4 高齢者福祉	46
5 障がい者福祉	48
6 低所得者福祉	50

第2節 健康な暮らしを実現します

1 保健・医療	52
2 生活衛生	54

第3節 安心・安全な市民の生活を確保します

1 消費生活	56
2 防 災	58
3 河 川	60
4 消 防	62
5 交通安全	64
6 防 犯	66

1 地域福祉

現況と課題

これまで、社会福祉協議会などの福祉関係団体、ボランティア団体やアイヌ関係団体との連携を図りながら、地域福祉の充実に努めてきました。

また、誰もが住み慣れた地域のなかで共に支えあい、助けあいながら、安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、「苫小牧市地域福祉計画」を策定しました。この計画を推進するため、平成23年度にはまちぐるみで福祉に取り組む『みんなでふくし大作戦!』を実施し、市民一人ひとりが福祉を考えるきっかけづくりのための様々な事業を展開しました。

今後は、これまで以上に福祉関係団体、ボランティア団体、市民が連携し協働しながら、市民主体の地域福祉活動を推進していく必要があります。

基本目標

地域福祉活動を行う市民や NPO、福祉団体、ボランティア団体などを支援するとともに、相互の連携を図り、互いに支えあい、生きがいと思いやりある地域社会の実現に努めます。

施策の体系

地域福祉

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 ボランティア活動の推進
- 3 支援機能の充実

主要施策

1 地域福祉活動の推進

- (1) 地域における広報啓発活動や相談支援事業を通して、地域福祉活動の推進に努めます。
- (2) 社会福祉協議会や福祉関係団体などの活動を支援するとともに、各種関係団体や地域住民をつなぐネットワークの構築に努めます。
- (3) 地域福祉活動の拠点として、市民活動センターの活用を努めます。
- (4) アイヌ民族文化や生活習慣の伝承などの活動拠点として、生活館の活用を努めます。

2 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアセンターを拠点に、市民や団体、NPO、企業などのボランティア活動を推進するとともに、新たなボランティア養成のため、各種講座や研修事業を企画します。
- (2) ボランティア団体の拡充や、地域のボランティアニーズの把握に努め、相談助言体制と広報啓発活動の充実に努めます。

3 支援機能の充実

- (1) 民生児童委員や人権擁護委員などの関係機関の活動を支援するとともに、連携して地域住民の支援に努めます。
- (2) 共同募金や歳末助け合い運動の推進を図るとともに、各種貸付制度を行います。
- (3) 市民の抱える生活上の問題や心配事などへの援助や相談体制を充実します。

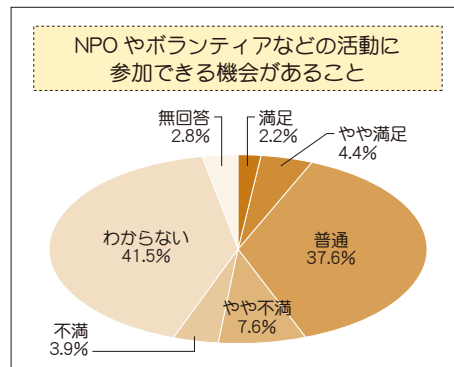
主な事業

- 社会福祉協議会交付金による各種地域福祉事業
- 民生委員児童委員活動費支援事業
- アイヌ文化伝承講習会
- 雪かきボランティア制度
- ぬくもり灯油事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「NPO やボランティアなどの活動に参加できる機会があること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	5.8%	6.6%	7.0%
「これからしたい活動」について「ボランティア」と回答する割合 ・身体・知的・精神3障がい者の回答の平均 ・市民の回答 (障害者計画策定時のアンケート調査より)	6.2% 19.0%	7.5% 21.0% ※	9.0% 23.0%
アイヌ文化伝承講習会開催回数	5回	5回	5回

※ H25年度アンケート調査実施予定



2 児童福祉

現況と課題

少子高齢化の進行や核家族化の定着、女性の就業率の増加、景気低迷などによる共働き世帯の増加、地域社会における連帯意識の希薄化・孤立化、家庭での養育能力の低下など、親子を取り巻く環境の変化により、保育サービスをはじめとした子育て支援施策の充実が求められています。

また、子育てや虐待などの相談件数が年々増加していることから、相談体制を充実し、「未然防止、早期発見・早期対応」を図るとともに関係機関・団体との連携強化が必要です。

さらに、心身に障がいのある子どもについては、社会環境の変化に加え、障がいの多様化・重複化・低年齢化などに対応した支援が必要です。

基本目標

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できる環境整備を図り、地域社会全体の力で子育て支援事業を推進します。また、子育てや虐待などの相談体制をより一層充実するとともに、関係機関との連携を強化します。特に障がいのある子どもの早期発見・早期療育体制の整備を図ります。

施策の体系

児童福祉

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援事業の充実
- 4 障がい児療育体制の整備

主要施策

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 子育てや虐待などの相談体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携を強化し「未然防止、早期発見・早期対応」を図ります。

2 保育サービスの充実

- (1) 子育てと仕事の両立を支援するため、地域の人口動態や保育需要に対応した保育所の配置を行い、保育サービスの充実と、一時保育や休日保育、病児・病後児保育など特別保育サービスの拡充を図ります。

3 子育て支援事業の充実

- (1) 市内4か所の子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報の提供を行うとともに、親子が自由に交流できる場の提供や子育てサークルなどのネットワークづくりを推進します。
- (2) 新たに病児・緊急預かり事業を導入し、ファミリー・サポート・センター事業と一体的に事業を推進します。また、ひとり親家庭等に対して利用料金の助成を行うことにより、安心して仕事と子育ての両立ができる環境を整備し、子育て支援事業の充実を図ります。

4 障がい児療育体制の整備

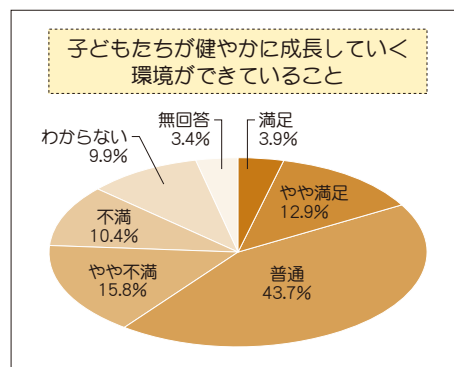
- (1) 平成24年度から心身障害者福祉センター「おおぞら園」で開始した保育所等訪問支援及び障がい児相談支援を通年化し、家庭や保育所、幼稚園等に対する支援を強化するとともに、現在実施している通園による療育と合わせて障がい児療育体制の充実を図ります。
- (2) 苫小牧市地域自立支援協議会等の活動を通して、各関係機関との連携強化を図り、子育て、子どもの発達、療育等に対する支援体制を強化します。
- (3) 現在実施している特別支援教育と連携し、療育から教育への一貫した取組の充実を図ります。

主な事業

- 児童虐待防止及びDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者保護活動
- ファミリー・サポート・センター事業
- 特別保育事業
- 子育て支援事業
- 赤ちゃんの駅設置事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「子どもたちが健やかに成長していく環境ができていること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	12.9%	16.8%	18.0%
一時保育実施か所	3か所	4か所	4か所
休日保育実施か所	2か所	2か所	2か所
病後児保育実施か所	0か所	0か所	1か所
子育て支援センター数	3か所	4か所	5か所
ファミリー・サポート・センター数	1か所	1か所	1か所
赤ちゃんの駅設置数	—	6か所	18か所



3 ひとり親家庭に関する福祉

現況と課題

本市の母子・父子のひとり親家庭においては、生活の維持や子どもの養育など様々な問題を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きくなっています。

母子相談の内容は、生活援助が半数を超え、資金貸付けも子どもの修学資金や就学支度資金が多くを占めています。

父子相談では、家事や子どもの養育などの相談が多くを占めています。

今後は、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長に向けた支援を行うほか、相談体制を充実する必要があります。

基本目標

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長に向け、相談体制の充実や自立への支援を行います。

施策の体系

ひとり親家庭に関する福祉

1 ひとり親家庭への支援

主要施策

1 ひとり親家庭への支援

- (1) 技術習得に対する支援を行い就労機会の拡大に努めるとともに、各種貸付制度を活用し、母子家庭の経済的自立を支援します。
- (2) ひとり親家庭からの相談に対応するため、専門の自立支援員による助言・指導を行うなど、相談体制を充実します。
- (3) ひとり親家庭を支援する福祉団体の育成に努め、親子の絆を深めるための各種活動を支援します。
- (4) ひとり親家庭等の保健の向上や福祉の増進を図るため医療費助成制度を継続します。

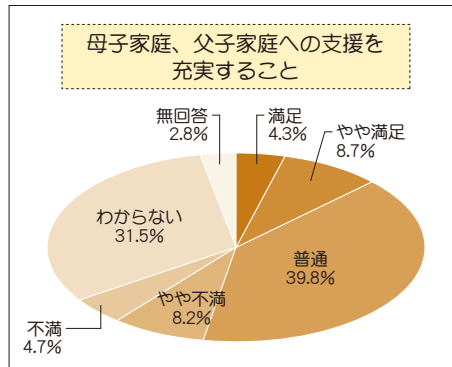
主な事業

- 母子家庭等自立支援給付金支給事業
- ひとり親家庭に対する相談業務
- ひとり親家庭等医療費助成事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「母子家庭、父子家庭への支援を充実すること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	13.8%	13.0%	14.0%
母子家庭等自立支援給付金事業件数	26件	19件※	25件

※ H23年度実績



4 高齢者福祉

現況と課題

急速な高齢化とともに、認知症高齢者やひとり暮らしの世帯及び高齢者のみの世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境も変化しており、今まで以上に個々の生活様式、考え方、価値観などに対応した多様なサービスへのニーズが高まると考えられます。

今後は、日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」実現のため、本市の地域特性や市民の意向を踏まえながら高齢化のピーク時に向けて、新たな視点で介護保険事業や高齢者福祉施策を総合的かつ体系的に推進することが必要です。

基本目標

高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、「地域包括ケアシステム」の実現を念頭におき、高齢者福祉施策を推進します。また、生きがいを体感できる施策と就労・生涯学習やボランティアなど社会参加への支援を進めます。

さらに地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークの構築や介護予防のための在宅福祉サービスの充実を図り、支援が必要な高齢者と家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の体系

高齢者福祉

- 1 健康づくりと生活習慣病予防の推進
- 2 介護保険制度の円滑な運営
- 3 自立・安心のためのサービス提供体制の充実
- 4 生きがいを高める社会参加への支援

主要施策

1 健康づくりと生活習慣病予防の推進

- (1) 高齢者が心身ともに健康で自立した生活を送るため、健康づくりや介護予防に取り組めるよう知識の普及啓発に努めます。
- (2) 生活習慣病予防や進行・悪化を防ぐために、健康相談・特定健康診査・特定保健指導などの健康増進事業を推進します。

2 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 保健・医療・福祉にわたる介護サービス・介護予防サービスを総合的に提供できる体制を整えるとともに、介護保険事業の実施状況を分析・評価し、円滑な制度運営を推進します。
- (2) 地域密着型サービス事業所に対し集団指導及び実地指導を行い、サービスの質の確保に努めます。

3 自立・安心のためのサービス提供体制の充実

- (1) 高齢者のライフスタイルや心身の状況に応じた介護予防に取り組むため、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、地域支援事業（介護予防事業）と予防給付のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることへの予防や悪化防止を図ります。
- (2) 認知症高齢者の早期発見・早期対応を行うため、保健・福祉・医療などのネットワークを構築し、相談体制の整備を進めます。
- (3) 高齢者虐待を早期に把握し、保健・福祉・医療などの関係機関とネットワークを構築し、課題共有と解決策の検討を進めます。
- (4) 地域や高齢者のニーズなどを踏まえ、日常生活圏域にきめ細かなサービスを提供する地域密着型サービスの整備を推進します。

4 生きがいを高める社会参加への支援

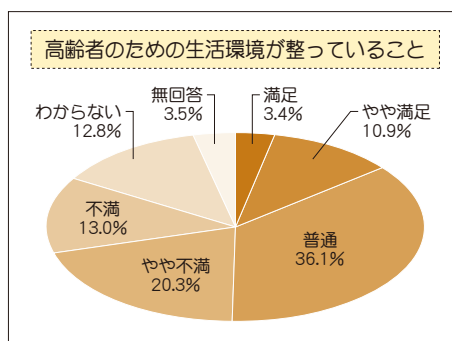
- (1) ボランティア活動、生涯学習活動など積極的な社会参加を促進し、豊富な知識と経験を持つ高齢者の能力を地域で生かせるよう支援します。

主な事業

- 介護支援いきいきポイント事業
- 苫小牧市認知症施策総合推進事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「高齢者のための生活環境が整っていること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	12.4%	14.3%	16.2%
介護支援いきいきポイント事業ボランティア登録数	—	150人	400人



5 障がい者福祉

現況と課題

本市では、障がい者数及び障がい福祉サービスの利用者数は、高齢化等の影響により年々増加の傾向にあり、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するための「苫小牧市障害者計画」や障がい福祉サービス等に係る給付について定める「苫小牧市障害福祉計画」に基づいて、必要な支援に努めているところです。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、障がい者の虐待に関する相談支援体制の充実や、関係機関との連携が一層必要となっています。

今後も、苫小牧市地域自立支援協議会を通じて、関係者が連携しながら、これらの計画に基づく障がい者のための支援体制やサービス基盤、就労や住まいの場の整備を目指すとともに、「苫小牧市福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った、誰もが安心・安全に生活できるバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。

基本目標

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう福祉サービスを充実し、障がい者の自立と社会参加に対する支援を積極的に進めます。

施策の体系

障がい者福祉

- 1 自己実現を応援するまちづくり
- 2 暮らし続けられるまちづくり
- 3 バリアフリーのまちづくり

主要施策

1 自己実現を応援するまちづくり

- (1) 障がい児の発達支援のため早期発見、早期療育の充実に努めます。
- (2) 職業能力の開発・向上、雇用・就労の促進、福祉的就労の場の確保に努めます。
- (3) 障がい者団体などのスポーツ、文化活動、生涯学習の機会の拡大など、障がい者の社会参加の促進を図ります。

2 暮らし続けられるまちづくり

- (1) 移動支援や日常生活用具給付、移動入浴車派遣など、地域生活支援事業の充実及びサービス提供基盤の整備を図り、障がい者の住み慣れた地域での生活を支援します。
- (2) 障がい者やその家族からの相談への対応を充実、強化し、必要な情報提供や支援を行う体制やネットワークを構築します。
- (3) 障がい者の在宅及び施設サービスの充実を図るとともに、発達障がい者や難病患者等の対応に取組みます。

3 バリアフリーのまちづくり

- (1) 市民への広報活動、障がい者との交流、福祉教育やボランティア活動の充実など、障がい者に対する理解を深め、思いやりの心を育む「心のバリアフリー」の推進に努めます。
- (2) 手話通訳や要約筆記など情報のバリアフリーやコミュニケーション手段の確保に努めます。
- (3) 生活環境のバリアフリーとして、住宅や公共的施設のバリアフリー、障がいのある人の交通・移動手段の確保を推進するとともに、防災・防犯など安心・安全なまちづくりに努めます。

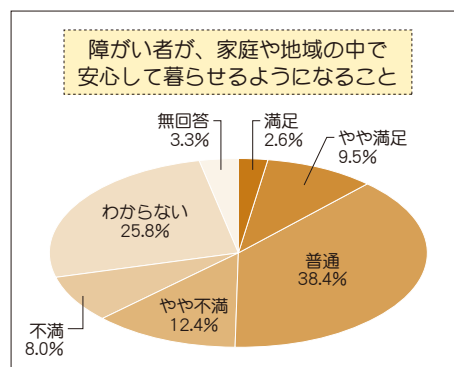
主な事業

- 障がい者相談支援などの地域生活支援事業
- 障がい者就労支援事業
- 働く幸せチャレンジ事業
- 障がい者の虐待防止に関する事業
- 福祉のまちづくり推進事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「障がい者が家庭や地域の中で安心して暮らせるようになること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	10.9%	12.1%	13.5%
「障がい者の社会参加についての理解」の満足度 ・ 身体、知的、精神3障がい者の回答の平均 ・ 市民の回答 (障害者計画策定時のアンケート調査より)	16.5% 24.5%	↑ 上昇 ↑ 上昇 ※	↑ 上昇 ↑ 上昇 ※
福祉のまちづくり推進会議開催回数	2回/年	2回/年	2回/年

※H25年度アンケート調査実施予定



※「障がい」のひらがな表記について…苫小牧市基本構想審議会からの答申を受け、本計画の中では、法令や固有名詞などを除き、「障がい」とひらがな表記にしています。

6 低所得者福祉

現況と課題

本市の生活保護世帯は、平成23年度で月平均3,805世帯、保護率は3.14%で平成4年度以降毎年増加している状況です。

世帯類型別では、高齢者世帯、その他世帯の伸び率が著しく、これらには多様な要因が考えられますが、工業港湾都市として各種基盤整備時期に転入してきた就労者が、高齢化などにより稼働不能となって生活保護の申請に至るケースが増加していることも一因と考えられます。また、経済的生活破綻による離婚を原因とする母子世帯も増加しており、今後も減少に転じる状況にはありません。

このため、生活保護法による適正な援護を実施するために、低所得者世帯への経済的援助とともに自立への支援体制を充実することが必要です。

基本目標

低所得者の生活を保障するため、適正な保護を実施するとともに、就労支援員が関係機関と連携して就労を支援し、生活保護世帯の自立助長に努めます。

施策の体系

低所得者福祉

- 1 低所得者援護の充実
- 2 就労支援事業実施体制の充実

主要施策

1 低所得者援護の充実

- (1) 低所得者の経済的援助や自立と生活意欲を助長するため、相談体制の充実を図ります。
- (2) 社会的自立が困難な生活保護世帯の社会参加を促すため、ボランティア活動の充実を図ります。

2 就労支援事業実施体制の充実

- (1) 稼働能力を有する生活保護世帯の自立を促進するため、関係機関と連携した就労支援員による就労及び勤労意欲を助長する実施体制の充実を図ります。

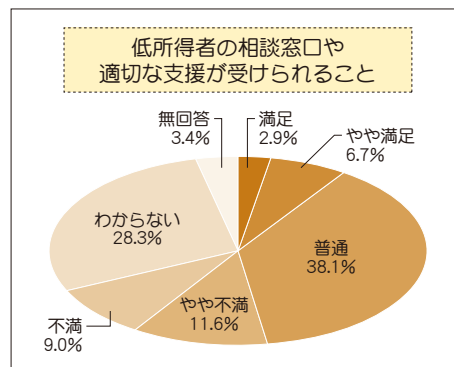
主な事業

- 生活保護の適正実施
- 相談・支援体制の充実

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「低所得者の相談窓口や適切な支援が受けられること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	7.1%	9.6%	15.0%
就労支援事業対象者就職率	45.2%	48.0%	50.0%
新規面接処理件数における専門相談員の受付件数	55.9%	77.0%※	80.0%

※ H23年度実績



1 保健・医療

現況と課題

国では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」を「健康寿命」と定義し、この健康寿命を延ばすことが今求められています。しかし、寝たきりや認知症で介護や医療を必要とする高齢者の増加は避けられないことから、更なる保健、医療、福祉、介護の連携が必要となってきています。

平成20年度の医療制度改革において、後期高齢者医療制度等が創設されたとともに、重大疾病につながる生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症など）の予防が重視され、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導などが導入されました。今後も、市民一人ひとりの生活習慣の改善を促すとともに、社会全体で健康づくりを支援する体制が求められています。

さらに、平成23年7月には、国は、これまで重点的に対策をとってきた4大疾病（がん、脳卒中、心臓病、糖尿病）に、新たに精神疾患を加えて「5大疾病」と位置づけました。今後は、ここの健康づくりへの一層の取組が求められます。

また、母子保健においては、少子化、核家族化の進行などにより孤立化や不安感の増大を引き起こしており、母親を含めた家族へのきめ細かいサービス提供が求められています。

あわせて、急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が一貫した治療方針のもとに良質で切れ目ない医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制を確立していくことが求められています。

基本目標

生活習慣病を予防し、健康の保持・増進を図るため、市民の健康づくりを支援し、疾病予防に必要な保健医療対策を推進するとともに、多様化かつ高度化する医療需要に対応するため、医療機関との連携を図り、引き続き地域医療・救急医療体制の確立を目指します。
また、育児不安や児童虐待に対応するため、支援体制の充実を図ります。

施策の体系

保健・医療

- 1 健康づくり体制の整備
- 2 国民健康保険事業の充実
- 3 医療体制の整備・充実

主要施策

1 健康づくり体制の整備

- (1) 糖尿病などの生活習慣病有病者及び予備群を減少させるため、生活習慣の改善につながる健康づくり支援の充実を図ります。
- (2) 疾病・感染症予防のための予防接種、早期発見・早期治療を図るための定期的な健康診査、がん検診などの受診勧奨に努めます。
- (3) 少子化、核家族化に伴って増加している育児不安や児童虐待に対応するため、保健、医療、その他関係機関との連携を図り、総合的な子育て支援に努めます。
- (4) 妊婦、乳幼児や重度心身障がい者などの保健の向上や福祉の増進を図るため妊婦健康診査や各種医療費助成制度を継続するとともに、精神障がいや難病についての正しい知識の普及と地域活動を支援します。
- (5) 保健所など関係機関との連携を図り、市民の大切な命とこころの健康を守る取組を強化します。
- (6) 健康づくりの拠点として、保健センター及び健康支援センターを広く活用します。

2 国民健康保険事業の充実

- (1) 国民皆保険の維持に努めるとともに、保険料の収納率向上及び医療費適正化対策の強化を図り、計画的に国保財政の健全化を図ります。
- (2) 生活習慣病などの予防及び重症化防止のため、特定健康診査・特定保健指導や各種ドック事業などの保健事業の充実を図り、国保加入者に対する健康づくりの支援を行います。

3 医療体制の整備・充実

- (1) 限られた医療資源を効率よく効果的に使うため、医療施設間の機能分担、病診連携体制のもとに、質の高い医療サービスの提供に努めます。
- (2) 市立病院は、東胆振、日高地域の基幹病院として、急性期に対応した高度な医療サービスの提供に努めるとともに、他の医療機関との連携を強めて、地域医療の充実を図ります。
- (3) 休日・夜間における救急患者の医療を確保するため、一次及び二次救急医療の関係機関との連携、充実に努めます。
- (4) 医療需要の増大や保健医療技術の進歩に対応するため、医療従事者の確保と資質の向上に努めます。

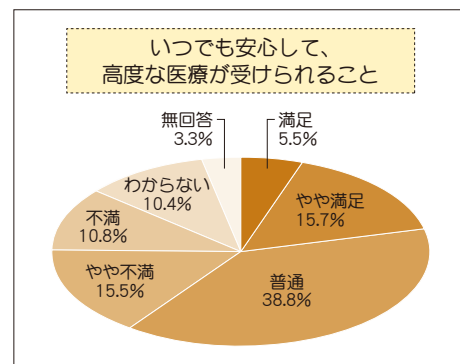
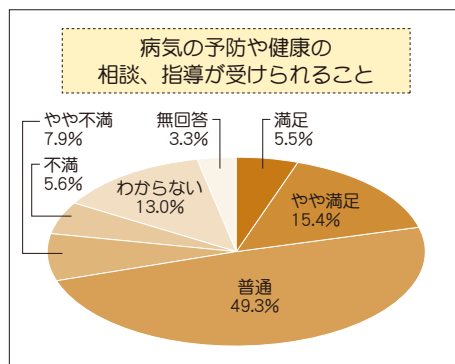
主な事業

- 健康づくり体制整備事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「病気の予防や健康の相談、指導が受けられること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	14.6%	20.9%	30.0%
「いつでも安心して、高度な医療が受けられること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	16.5%	21.2%	30.0%
乳児家庭訪問数の割合	50.0%	99.0% ※	100%
特定健康診査受診率	—	25.2% ※	40.0%

※ H23年度実績



2 生活衛生

現況と課題

健康で快適な生活環境づくりには、市民一人ひとりの環境に関する意識の高揚と実践が不可欠であり、空き住宅地での雑草繁茂による火災・犯罪の防止や害虫の発生を抑えるための適正管理、飼い犬のふん処理と狂犬病予防注射接種率の向上・野良猫等に対する餌やり防止などが重要な課題であり、さらに、下水道認可区域以外の地域について、汚水処理の普及を促進するための制度を継続する必要があります。

また、高丘霊園は昭和36年の分譲からすでに半世紀を経過し、火葬件数が増加している高丘霊葬場や、開設以来35年近い動物火葬場とともに、計画的に改修を進めていかなければなりません。高丘第二霊園については、第4期計画として造成分譲していますが、需要に合わせた見直しを行い、市民ニーズに対応した共同供養塔の設置についても進める必要があります。

基本目標

市民への衛生思想の普及啓発、指導などの衛生対策を充実し、良好な生活環境を保持します。また、市民の需要に対応した霊園・霊葬場などの整備・改修を図り、施設の安定運営に努めます。

施策の体系

生活衛生

- 1 生活環境の確保
- 2 霊園・霊葬場などの整備

主要施策

1 生活環境の確保

- (1) 空き地の雑草除去の指導や啓発の充実を図り、病虫害や火災、犯罪などの発生を防止します。
- (2) 狂犬病予防注射接種率とペット飼育者のマナーの向上や、野良猫等に対する安易な餌やりの防止に、効果的な啓発や指導を行います。
- (3) 公衆浴場確保対策として、助成要綱に基づいた経営支援のための助成を行います。
- (4) 下水道認可区域以外の地域を対象に、合併処理浄化槽の設置に係る補助金及び貸付金の制度を継続し、汚水処理の普及を促進します。

2 霊園・霊葬場などの整備

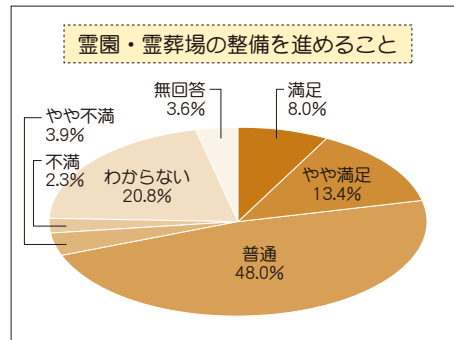
- (1) 高丘霊園の大規模改修と高丘第二霊園の造成を進めます。また、墓地の継承者がいない高齢者世帯などに対応するため、共同供養塔を設置します。
- (2) 高丘霊葬場の指定管理者制度を継続するとともに、計画的な施設改修を行います。
- (3) 動物火葬場の施設改修を行います。

主 な 事 業

- 高丘第二霊園造成事業
- 共同供養塔設置事業
- 合併処理浄化槽設置整備事業

評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「霊園・霊葬場の整備を進めること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	20.3%	21.4%	23.0%
高丘第二霊園墓地区画数	7,439区画	8,062区画	8,550区画



1 消費生活

現況と課題

市民の消費生活を取り巻く環境は、高度情報通信化・国際化の進展などにより、多種多様な商品やサービスの選択肢が格段に広がり利便性が向上する一方で、取引方法が複雑化・多様化し、消費者と事業者間における情報の格差がますます拡大する中、消費者の知識・経験不足につけ込んだ巧妙かつ悪質な消費者被害が発生しています。

今後も進展が見込まれる消費生活に対応するため、必要な情報を的確に判断し自ら行動できる消費者の育成を図り、安心・安全な生活必需品などの安定供給に努める必要があります。

基本目標

安心・安全な消費生活を実現するため、消費者意識の高揚と相談指導體制の強化、生活必需品などの安定供給を図ります。

施策の体系

消費生活

- 1 消費者意識の高揚
- 2 消費者保護
- 3 生活必需品などの安定供給
- 4 資源の有効利用

主要施策

1 消費者意識の高揚

- (1) 消費生活情報の提供に努めるとともに、消費生活展、消費生活講演会などを行い、消費者意識の高揚を図ります。
- (2) 消費者団体を育成強化し、自主的な活動を支援します。

2 消費者保護

- (1) 多様化する消費生活相談に対応するために、消費者センターの相談体制の強化に努めます。
- (2) 消費者教育の推進などについて関係機関と連携を図るとともに、悪質商法や不正金融などの消費者被害の防止に努めます。
- (3) 不正計量、不当表示による消費者の不利益を防止するため、商店や事業所に立入検査を実施し、計量管理の指導を強化します。
- (4) 食料品の安心・安全に関する情報について、関係機関との連携を図り、市民周知に努めます。

3 生活必需品などの安定供給

- (1) 生活必需品などの価格動向調査を行い、調査の結果を消費者に提供します。
- (2) 適正価格販売の指導など価格安定対策を関係機関に要請します。
- (3) 公設地方卸売市場の機能を拡充し、安心・安全な生鮮食料品などの安定供給に努めます。

4 資源の有効利用

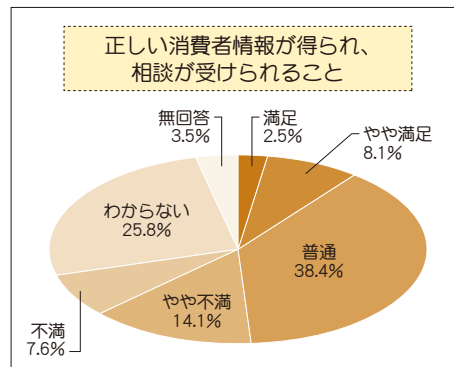
(1) 省資源、省エネルギーの啓発に努めるとともに、リサイクルの促進を図ります。

主 な 事 業

- 消費者啓発事業
- 公設地方卸売市場水産物部施設整備事業

評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「正しい消費者情報が得られ、相談が受けられること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	11.2%	10.6%	12.4%
消費生活相談件数	2,957件	1,700件	1,700件
消費者被害防止講座開催数及び参加者数	27回/2,129人	16回/800人	31回/1,250人
公設地方卸売市場水産物部取扱金額	7,351,930千円	7,580,500千円	7,800,000千円



2 防 災

現況と課題

一般的に災害は、飛行機事故や石油タンク火災などの人的災害と火山噴火、地震、津波や風水害などの自然災害に大別されます。これらのどれもが本市の災害要因となり得るものですが、東日本大震災の教訓を踏まえ、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、津波避難計画の早急な見直しや緊急情報伝達方法の充実などの取組が必要です。今後は、全ての防災対策の充実のため、関係機関と情報の共有化を図るとともに、防災に対する住民意識の向上や防災訓練などを進めていく必要があります。

基本目標

防災の最大の目標は、災害から住民の生命や財産を守ることです。そのため多種にわたる災害に対応することを目的として関係機関や市関係部局、さらに自主防災組織など住民組織と連携した総合的な防災体制の確立を図ります。

施策の体系

防 災

- 1 防災体制の整備・充実
- 2 災害の未然防止

主要施策

1 防災体制の整備・充実

- (1) 「苫小牧市地域防災計画」に基づき、災害種別や地域性を考慮した総合防災訓練などを実施します。
- (2) 自主防災組織の活動を支援するとともに、独居老人や障がいのある人などに対する災害時要援護者支援対策を推進します。
- (3) 関係機関相互間の情報の共有化と、地域住民への防災情報の提供及び防災に関する出前講座を実施します。
- (4) 災害時の基地機能や平常時の地域住民における防災活動や防災教育などの拠点として「防災センター」の設置に向け取り組んでいきます。
- (5) 樽前山噴火時の避難計画の充実及び大津波発生時の地域住民の避難計画を策定します。
- (6) 防災行政無線のデジタル化整備と設置場所の拡大及び災害対策活動の連絡体制強化のため無線機を整備します。
- (7) 災害時備蓄品の整備及び民間の事業者等と災害時応援協定を締結していきます。
- (8) 「苫小牧市国民保護計画」に基づく避難計画を作成します。

2 災害の未然防止

- (1) 防災関係機関と連携して、石油コンビナートなどへの立入検査を行います。
- (2) 「苫小牧市耐震改修促進計画」に基づいて、公共、民間の建物の耐震化を進めます。

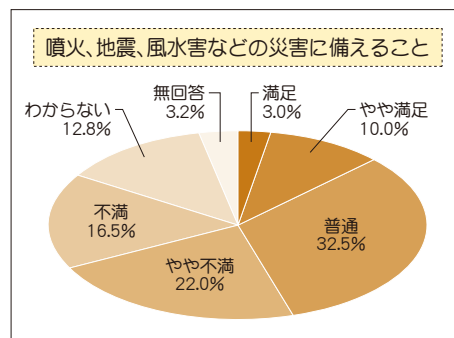
主 な 事 業

- 津波ハザードマップ・防災ハンドブック作成事業
- 移動系防災行政無線デジタル化整備事業
- 災害用備蓄品整備事業
- 自主防災組織活動支援、災害時要援護者支援対策推進事業
- 北海道火山サミット事業
- 総合防災訓練・津波避難訓練事業

評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「噴火、地震、風水害などの災害に備えること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	13.3%	13.0%	25.0% ※
自主防災組織(町内会単位)数	46団体	58団体	70団体

※「防災」の施策の観点からの目標値



3 河川

現況と課題

都市化の進展に伴い、土地の保水能力や遊水機能を低下させ、集中豪雨時には河川への流入量の増加による氾濫被害が懸念されます。このため、基盤となる基幹河川はもちろん、改修の難しい小河川においても護岸改良及び浚渫などの整備による排水機能の充実と保全が求められます。また、整備にあたっては周辺地域の特性と自然との調和のとれた川づくりも必要となります。

さらに、今後は、特に市街地の内水排除対策について、施策の検討と早期の実現が課題となります。

基本目標

治水対策における河川の機能の充実と、緑豊かな水辺空間の創出と保全を踏まえ、良好な河川の形成を目指します。また、今後、市街地の内水排除について、下水道事業との連携の中で、施策の構築と早期の実現を図ります。

施策の体系

河川

- 1 河川の保全
- 2 河川環境整備

主要施策

1 河川の保全

- (1) 北海道が管理する二級河川の早期改修の促進と、市が管理する準用河川や普通河川の機能充実に努めるため、河道浚渫や整備など保全に努めるとともに、治水対策としての内水排除の施策について検討を行います。

2 河川環境整備

- (1) 河川敷地の修復、危険箇所の補強など環境整備を中心とし、地域の特性を生かした緑豊かな水辺空間の創出を図ります。

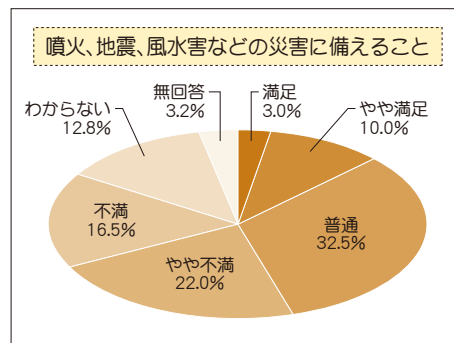
主 な 事 業

- 河道整備事業
- 河川環境整備事業

評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「噴火、地震、風水害などの災害に備えること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	13.3%	13.0%	15.0% ※
河川環境整備事業：整備河川本数	0河川	2河川	5河川

※ 「河川」の施策の観点からの目標値



4 消 防

現況と課題

近年では、広域に甚大な被害をもたらした東日本大震災を経験し「人命を守ることを最優先」とした、被害の軽減を目指した対策を強化・推進する必要があります。そのため、大規模災害時における緊急消防援助隊の受援体制、消防団の効率的な運用等総合的な消防活動能力の強化が必要となります。さらに、震災等に配慮した災害活動拠点としての消防庁舎の整備、市民ニーズに的確に対応できる組織運営の推進が必要となります。

基本目標

人命を守ることを最優先とした「減災」体制を構築するため、高機能消防指令センターからなる通信基盤の整備、緊急消防援助隊受援拠点となる災害活動拠点の整備、効率的な消防職団員の運用・職務能力の向上を図るとともに、企業・地域住民と連携した地域防災力の強化を推進し、「安心安全なまちづくり」を目指します。

施策の体系

消 防

- 1 消防活動拠点及び資器材の整備
- 2 消防職団員の効率的な運用及び職務能力の向上
- 3 企業・地域住民と連携した地域防災力の強化

主要施策

1 消防活動拠点及び資器材の整備

- (1) 市街地の発展と津波等を考慮した消防庁舎の適正配置を図ります。
- (2) 高機能消防指令センター等を整備し、強固な通信基盤を構築します。
- (3) 「消防力の整備指針」に基づく消防車両、資器材等の充実整備を図ります。

2 消防職団員の効率的な運用及び職務能力の向上

- (1) 指揮隊を整備し部隊運用の効率化を図ります。
- (2) 通信指令体制を強化し災害対応能力の強化を図ります。
- (3) 多数傷病者事故に対応する、救急救助技術の向上を図ります。
- (4) 大規模災害を考慮し、消防団の組織及び運用体制を再構築します。
- (5) 多様化する災害等に迅速的確に対応するため、消防学校などの教育機関への派遣研修を行い、消防職団員の職務能力の向上を図ります。

3 企業・地域住民と連携した地域防災力の強化

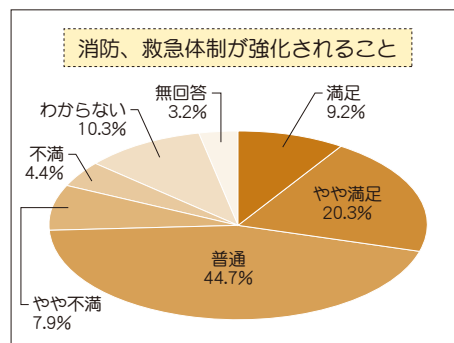
- (1) 石油コンビナート地区をはじめ、各企業の災害事故防止を図るため、自主保安体制の確立を推進します。
- (2) 大規模自然災害に備え、企業・地域住民が組織する自主防災組織等と連携した訓練・防災指導などを推進します。
- (3) 救急救命講習の開催、住宅用火災警報器設置モデル地区事業などを推進し、地域住民による救急、防火などの地域防災力を高めます。

主 な 事 業

- 消防庁舎整備事業
- 消防施設・装備等整備事業
- 消防車両整備事業
- 救急救命士等消防研修訓練事業

評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「消防、救急体制が強化されること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	27.0%	29.5%	32.0%
救急救命士養成事業【計画数に対する充足率】	53.3%	90.0%	100%
消防庁舎整備【消防力の整備指針充足率】	85.0%	85.0%	100%
予防要員整備【消防力の整備指針充足率】	61.0%	75.0%	100%
救急車両整備【消防力の整備指針充足率】	80.0%	100%	100%



5 交通安全

現況と課題

本市の交通事故発生状況は、年ごとに増減はあるものの、おおむね事故件数は700件、負傷者数は1,000人、死者数は、8人前後で推移しています。

今後は、交通事故の削減に向けた取組として、道路交通環境の改善や自動車安全性能の向上などが期待されますが、一方では、自動車保有台数・運転免許証所有者数の伸びや高齢運転者の増加、運転モラルの低下などにより、交通弱者である子どもや高齢者が犠牲となる交通事故の多発が懸念されます。

基本目標

効果的・効率的な交通安全施設の整備はもとより、地域に根ざした交通安全教育の充実と広報啓発活動を推進し、「交通事故のない安全で安心なまち とまこまい」の実現を目指します。

施策の体系

交通安全

- 1 交通安全教育の推進
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 道路交通環境の整備促進

主要施策

1 交通安全教育の推進

- (1) 幼児から高齢者に至るまで、幅広い年齢層を対象とした交通安全教室を開催し、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践できるよう努めます。
- (2) 参加型・体験型・実践型の教育方法により、関係行政機関や民間団体、地域社会及び家庭が連携をとりながら、地域ぐるみの活動として推進します。

2 交通安全思想の普及徹底

- (1) 交通安全運動は、高齢者の事故防止、スピードダウンによる安全運転、子どもの交通事故防止、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、薄暮時や夜間における交通事故防止、二輪車・自転車の安全利用の推進、違法駐車排除などに重点を置き実施します。
- (2) 交通安全運動の実施にあたっては、事前に趣旨、期間、重点項目を広く周知し、市民参加型・市民本位の運動を展開することにより、交通事故撲滅を目指します。

3 道路交通環境の整備促進

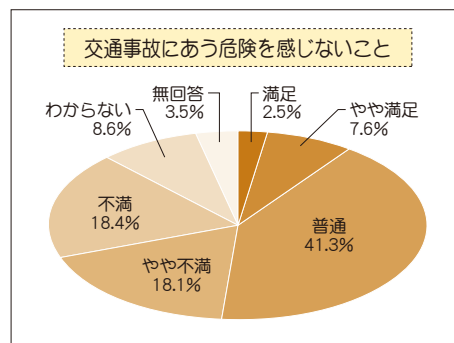
- (1) 市民を事故から守るため、事故多発・危険箇所を点検し、カーブミラーや横断歩道防護柵などの整備に努めるとともに、信号機や一時停止等の規制標識設置について関係機関に要望します。

主 な 事 業

- 年齢に応じた交通安全教室の開催
- 交通安全運動の実施
- 交通安全施設整備事業
- 違法駐車防止啓発事業

評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「交通事故にあう危険を感じないこと」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	10.1%	10.1%	13.1%
苫小牧市内一般道における交通事故(人身事故)件数	1,023件	661件	620件



6 防 犯

現況と課題

苫小牧市における年間の犯罪認知件数は、全体としては減少していますが、小学生や中学生を狙った声かけ事例や高齢者に対する詐欺行為など、犯罪の巧妙化、低年齢化が進み、依然大きな社会問題となっています。これらの背景には、都市化や核家族化の進展に伴う地域住民の連帯意識の希薄化などがあげられますが、今後、それぞれの犯罪要因について地域ごとに分析し、防犯パトロールや夜間対策として街路灯の設置など、地域と行政が一体となった犯罪予防対策を強化するとともに、地域における防犯意識の高揚を図る必要があります。

基本目標

家庭、地域、学校、関係機関や団体と行政が一体となって防犯に関する広報及び啓発活動や防犯活動を展開し、暴力や犯罪から守られて、安心して暮らせる市民生活の確立を目指します。

施策の体系

防 犯

- 1 犯罪予防対策の強化
- 2 防犯体制の充実

主要施策

1 犯罪予防対策の強化

- (1) 夜間の犯罪、事故を防止するため、町内会などの協力を得て街路灯の設置を進め、地域の環境整備を図っていきます。
- (2) 関係機関と連携を強化し、防犯に関する広報及び啓発活動等を行い市民の防犯意識の高揚を図るとともに、家庭、地域、事業所などが実施する自主防犯活動を支援します。
- (3) 犯罪予防対策については、それぞれの犯罪要因について地域ごとに分析し、関係機関等と協議を重ねながら総合的な防犯施策として体系化します。
- (4) 暴力や犯罪のない明るいまちづくりを進めるため、防犯協会や関係団体と連携のもと、暴力追放運動を促進します。

2 防犯体制の充実

- (1) 居住地域が広域化する中、警察体制の充実とパトロール強化のため、警察署交番の増設等を関係機関に要請します。

主な事業

- 街路灯設置補助
- 街路灯設置事業
- 苫小牧市防犯協会補助事業

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「防犯など身近な地域の安全が保たれていること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	14.6%	15.3%	19.2%
自主防犯組織(パトロール隊)数	57団体	73団体	78団体

